

前 金	部 分 払
有	0 回

令和 元 年 度
下建維補 第 1-2 号

災害用仮設便所実施設計業務委託設計書

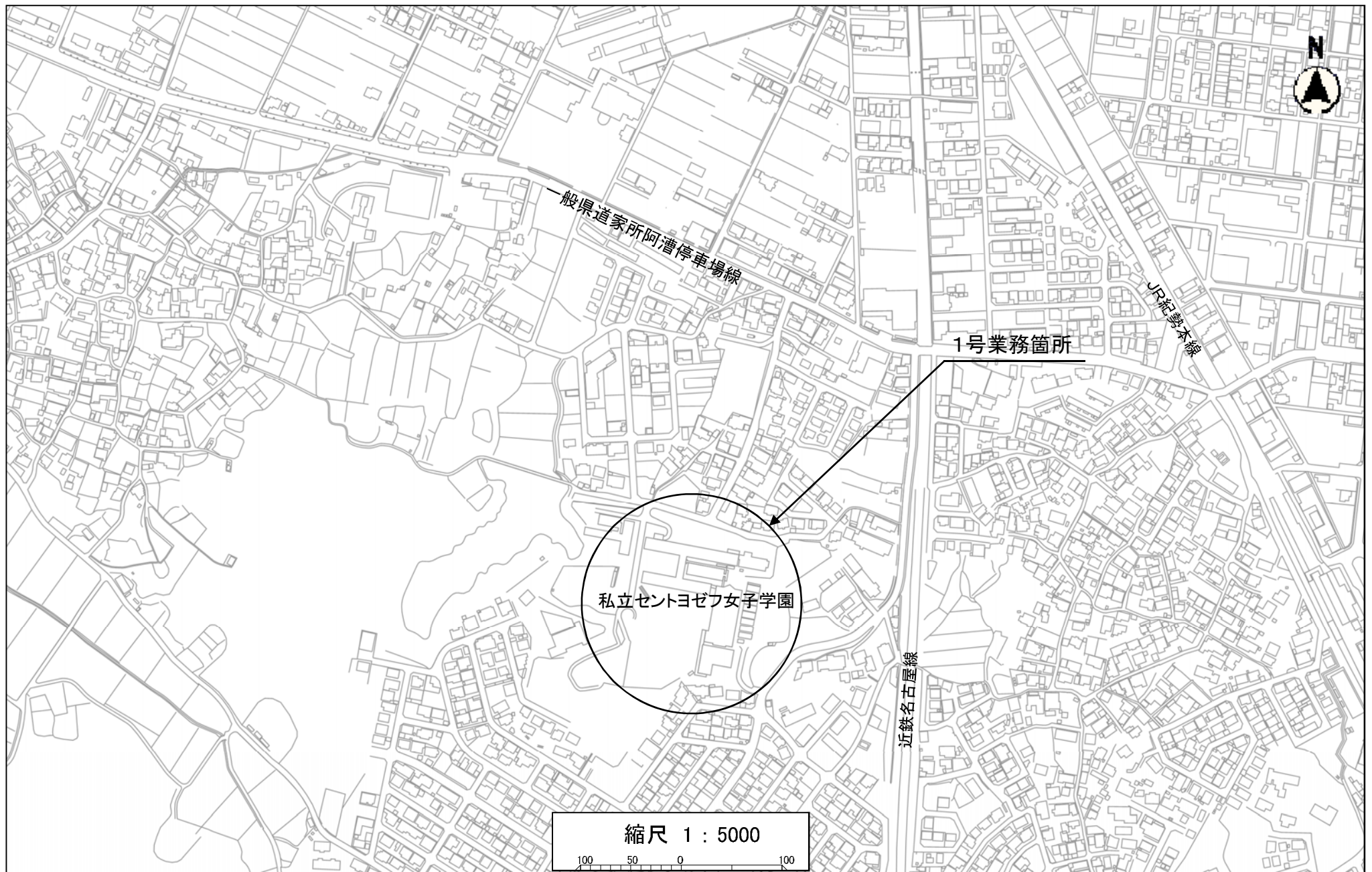
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市下水道局
下水道建設課

令和元年度		下建維補 第 1-2 号		業務委託設計書	
委託場所		津市 半田ほか4町 地内		課長	
				検算者	
委託名		災害用仮設便所実施設計業務委託		調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設計者	
履行期間		令和2年1月31日限り			
長	-	巾	-		
業務の大要					
下水道施設設計 災害用仮設便所実施設計 5箇所					

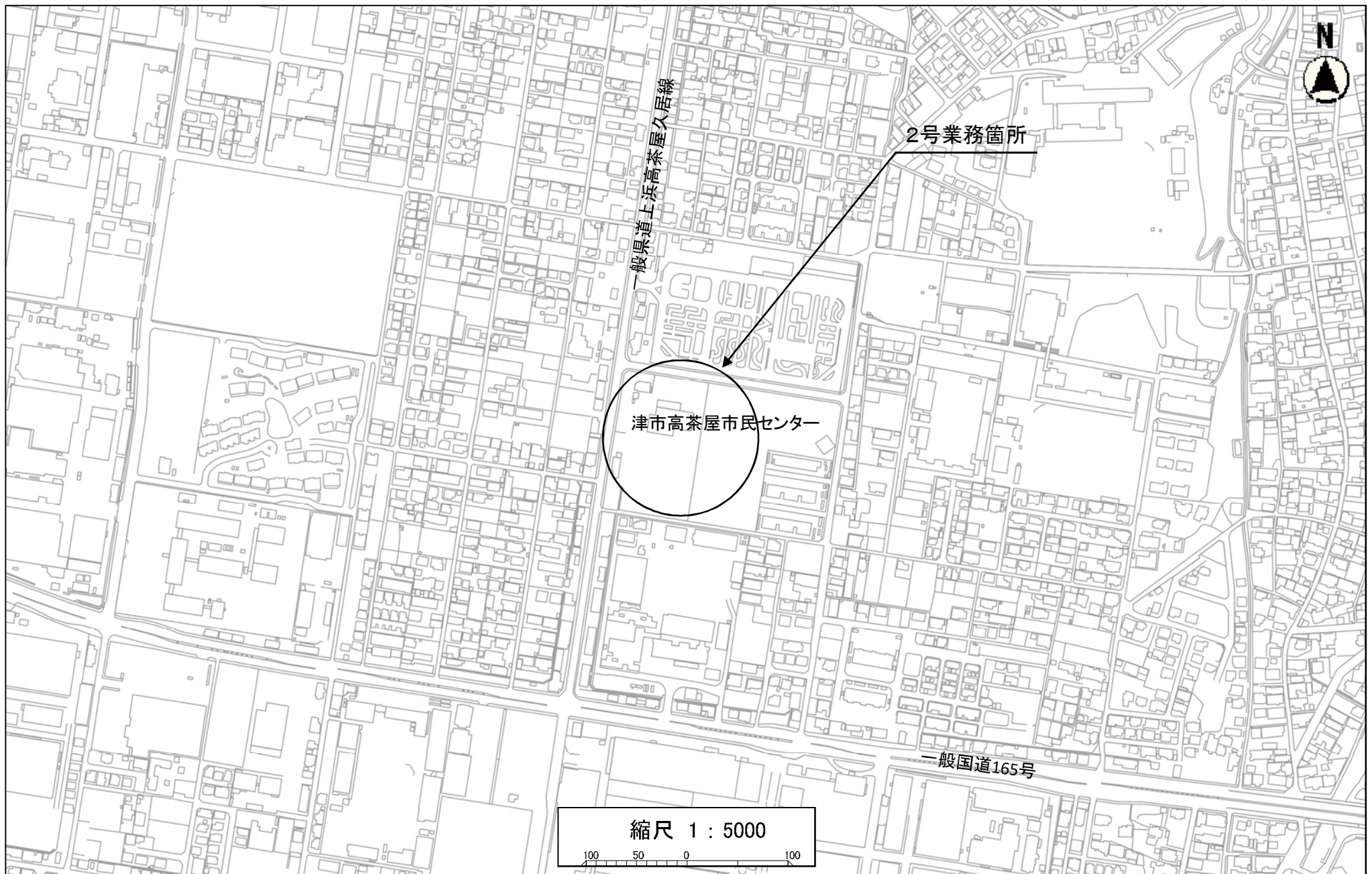
位置図

令和元年度下建維補第1-2号
災害用仮設便所実施設計業務委託



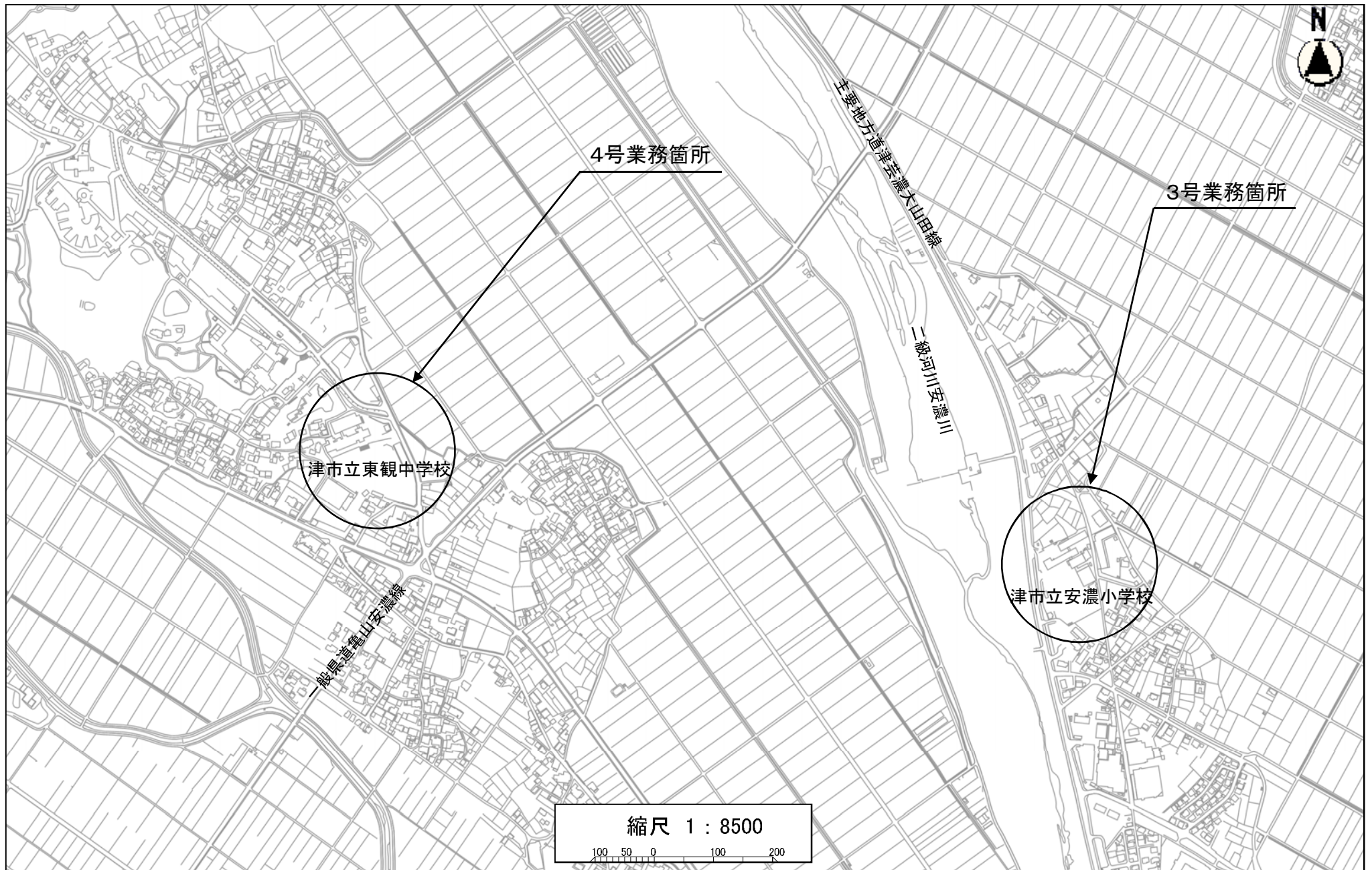
位置図

令和元年度下建維補第1-2号
災害用仮設便所実施設計業務委託



位置図

令和元年度下建維補第1-2号
災害用仮設便所実施設計業務委託



位置図

令和元年度下建維補第1-2号
災害用仮設便所実施設計業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
下水道設計				式				
					1.000			
下水道施設設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	一般管理費等			式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 下水道施設設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
災害用仮設便所実施設計	式				第0001号単価表
		1.000			
災害用仮設便所耐震設計	式				第0002号単価表
		1.000			
報告書作成（災害用仮設便所実施設計）	式				第0003号単価表
		1.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 打合せ協議					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計協議（災害用仮設便所実施設計）	式				第0004号単価表
		1.000			
合 計					

SJ0600 災害用仮設便所実施設計		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1. 000			
単位当り	式	1. 000	当り		

SJ0610 災害用仮設便所耐震設計		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1. 000			
単位当り	式	1. 000	当り		

SJ0560 報告書作成（災害用仮設便所実施設計）		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
技師（C）	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0570 設計協議（災害用仮設便所実施設計）		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

令和元年度 下建維補第1-2号

災害用仮設便所実施設計業務委託

数 量 総 括 表

レベル 1 : 設計・解析・調査

数 量 総 括 表							
レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
設計・解析・調査					式	1	
	下水道設計				式	1	
		下水道施設設計			式	1	
			災害用仮設便所実施設計		式	1	調査・設計計画・各種計算・設計図作成・数量計算・照査
			災害用仮設便所耐震設計		式	1	調査・条件設定・耐震計算・照査
			報告書作成 (災害用仮設便所実施設計)		式	1	
	打合せ				式	1	
		打合せ協議			式	1	
			設計協議 (災害用仮設便所実施設計)		式	1	

設計数量集計

災害用仮設便所実施設計 N = 5 箇所 仮設便所 2 5 基（1 箇所あたり 5 基設置）

管渠延長（別紙施設別延長調書より）

工種	区分	処理分区・排水区名	数量	備考
開削工法	污水	津第 5－5 処理分区・津第 3－2 処理分区 曾根北処理分区・東観音寺処理分区・津第 5－3 処理分区	370 m	

施 設 別 延 長 調 書

工 種	規 格	施 設 名	設計延長 (m)	摘 要
災害用仮設便所実施設計		私立セントヨゼフ女子学園	115.0	φ200～φ450 1号箇所
		津市高茶屋市民センター	40.0	〃 2号箇所
		津市立安濃小学校	25.0	〃 3号箇所
		津市立東観中学校	60.0	〃 4号箇所
		津市立南が丘中学校	130.0	〃 5号箇所
合 計			370.0	

設計業務内容内訳

災害用仮設便所実施設計（N＝5箇所）

延長 L＝370m

（1,500m当り）

（単位：人）

作業項目		技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
調査	資料収集						
	現地踏査						
	現場作業	—					
設計計画							—
各種計算		—					
設計図作成		—					
数量計算		—					
照査				—	—	—	—
計（1,500 m 当り）							
補正	延長						
	設計条件						
	工区数						
	率						
計（補正後1式当り）							

工数補正率：（5－）＝

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

災害用仮設便所耐震設計（N＝5箇所）

延長 L＝370m

（1,500m当り）

（単位：人）

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
調 査	—	—			—	—
条 件 設 定	—					—
耐 震 計 算	—	—				
照 査	—		—	—	—	—
計（1,500 m 当 り）	—					
補 正	延 長					
	設 計 条 件					
	工 法					
	率					
計（補正後1式当り）	—					

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

報告書作成（災害用仮設便所実施設計）

（単位：人）

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
報 告 書 作 成	—					—

設計協議（災害用仮設便所実施設計）

（単位：人）

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
第 1 回 打 合 せ	—			—	—	—
中 間 打 合 せ	—				—	—
最 終 打 合 せ	—			—	—	—
計	—				—	—

災害用仮設便所実施設計業務委託

標準仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務（以下、「業務」という）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地区の災害用仮設便所の工事を実施するために必要な設計図、計算書、協議書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行されなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施工されなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、発注者の指示により、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに際し、公共安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手および完了に際し、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 業務委託完成報告書 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者および技術者

(1) 受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））、シビル

コンサルティングマネージャー（RCＣM）または下水道法に規定された資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに関係機関との協議に出席しなければならない。

（３）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、発注者と協議しなければならない。

1. 12 成果品の審査

（１）受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。

（２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所をただちに訂正しなければならない。

（３）業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1. 14 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 15 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付については、受注者の申請による。

1. 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

上位計画の資料、避難所施設内の地下配管と建物に関する図面、校舎等の改築工事・耐震化計画、地盤、水源・動力に関する情報、その他災害用仮設便所の検討に必要な資料を含め十分に調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された対象施設について敷地の土地利用状況、施設内の既設管、周辺道路の状況、支障物件、その他の施工制約条件等、トイレ用水などの水源調査等を十分に調査しなければならない。

2. 3 現場作業

災害用仮設便所とマンホール位置、接続先公共下水管の位置選定および距離、高さの測定を行わなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書および本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議のうえ、定めるものとする。

3.3 設計上の協議

設計上の協議が生じた場合には、発注者の係員との協議のうえ、これらの解決にあたなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章の調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかるとる事業計画書の確認をしなければならない。

3.6 参考図書の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、下水道総合地震対策計画、下水道 BCP、測量、土質調査資料、下水道台帳、地下埋設物、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 災害用仮設便所実施設計細則

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S = 10,000～30,000) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 平面図

平面図 (S = 1/250～1/500) は、測量による平面図等に基づいて、設計区間の占用位置、災害用仮設便所およびマンホール位置・管きの番号、形状、管径、勾配、距離、地盤高、管底高、土盛り、マンホールの種別および交差する地下配管の名称、位置、形状、寸法等を記入する。

(5) 横断面図

横断面図 (S = 1/50～1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別および必要な地下配管の名称、位置、形状、寸法等および横断位置の名称等を記入する。

(6) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは他の縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な形状の管きよ、マンホール、災害用仮設便所のトイレ設置口から下水道本管または貯留施設に接続まで一連の構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(7) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高および使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下配管防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 災害用仮設便所の検討

本管直下型、流下型、貯留型などの流下方式・水供給施設計画、動力供給計画、接続先、維持管理方法の計画に当たっては、発注者と十分打合せの上、整備方針を確認して行わなければならない。

4.3 各種計算

管きよ、管基礎、構造計算、仮設計算、補助工法、耐震計算等の計算に当たっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.4 数量計算

土工、管きよ、管基礎、覆工等および構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に終了を算出する。

4.5 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、施工範囲、工程表、関係機関との協議書等を集成うるものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受託者は、業務を施工するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い品質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するために、相当な技術経験を有する照査員を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は設計全般にわたり，以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 設計計画（設計方針および設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書，容量計算書，数量計算書，耐震設計計算書等をいう）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書については，次のものから必要に応じて選定する。

- (1) 位置図
- (2) 施設平面図
- (3) 詳細平面図
- (4) 縦断面図
- (5) 横断面図
- (6) 位置図
- (7) 仮設図
- (8) 水理計算書
- (9) 構造計算書
- (10) 耐震計算書
- (11) 数量計算書
- (12) 報告書
- (13) 特記仕様書
- (14) 打合せ議事録
- (15) 協議書または申請書
- (16) その他の資料
設計に伴って収集・調査した資料
- (17) 上記図書の電子媒体成果品

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務においては，下記に掲げる最新版の図書を参考にして行うものとする。なお，これら以外の図書に準拠する場合には，あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。

- (1) 津市の下水道構造標準図
- (2) 津市の下水道設計基準

- (3) 津市の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (5) 下水道維持管理指針 (公益社団法人日本下水道協会)
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (7) 下水道管路施設設計の手引き (社団法人日本下水道協会)
- (8) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (社団法人日本下水道協会)
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (公益社団法人日本下水道協会)
- (10) 下水道施設耐震計算例―管路施設編 - (公益社団法人日本下水道協会)
- (11) マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (12) 下水道事業BCP策定マニュアル2017年版 (地震・津波編) (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (13) 水理公式集 (社団法人土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (公益社団法人土木学会)
- (15) 道路土工 - 仮設構造物工指針 (社団法人日本道路協会)
- (16) 道路土工 - カルベート工指針 (社団法人日本道路協会)
- (17) 共同溝設計指針 (社団法人日本道路協会)
- (18) 道路橋示方書・同解説 (公益社団法人日本道路協会)

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正30年11月） ☐ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年 7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和元年 7月） ☐ 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 ☐ 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 ☐ 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 ☒ その他（上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後適用する。）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 その他（ ）
ウ 成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和元年7月版】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☒ その他（提出物は、A1サイズとする。縮小図面（製本3部）提出する。また、上記部数とは別に電子データをCD-R等で1部提出すること。）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☒ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の子 ☒ 下記のいずれかの子）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門下水道科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者（ ☒ 下水道部門、 ☐ 部門を問わない） 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示事項（条件及び内容）	
カ 照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ）
照査技術者の要件	☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門下水道科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ RCCMの資格保持者（ ☒ 下水道部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☐ 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） ☒ その他（下水道管きょ設計・積算チェックリスト） ）
照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。
キ 打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は3回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☒ 中間打合せ3回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 計画工程表及び実施工程表を作成し、進捗状況等について毎月末に報告を行うこと。 ☒ 毎月末までの実績成果についても報告及び提出を行うこと。
コ その他	☒ 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

災害用仮設便所実施設計業務委託 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

(1) 業務委託共通仕様書(三重県)

(2) 下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書(国土交通省都市・地域整備局下水道部)

2. 業務の対象

(1) 名 称 令和元年度下建維補第1-2号
災害用仮設便所実施設計業務委託

(2) 位 置 津市 半田(ほか4町) 地内

(3) 委託の対象
災害用仮設便所実施設計(N=5箇所) 1.0 式
災害用仮設便所耐震設計(N=5箇所) 1.0 式

(4) 設計条件項目 別紙設計条件項目表による

3. その他 監督員の指示する事項

設 計 条 件 項 目 表

項 目	設 計 条 件
工 期	令和2年1月31日 限り
場 所	津市 半田ほか4町 地内
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	災害用仮設便所実施設計(N=5箇所) 1.0 式 災害用仮設便所耐震設計(N=5箇所) 1.0 式
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有 ・ ☒ 無) : 耐震設計 (有 ・ ☒ 無) 簡易な特殊マンホール (基), 特殊マンホール (基), マンホール形式ポンプ場(2次製品) (基), マンホール形式ポンプ場(現場打ち) (基), 吐口, その他 ()
報 告 書 作 成	☒ 有 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
施 工 方 法 等 の 比 較 検 討	(有 ・ ☒ 無) a) 管路の掘削工法 b) ① 急曲線 ② 土被り 1.5D以下 ③ 近接構造物(箇所) ④ 軌道横断(箇所) ⑤ 河川横断(箇所) ⑥ 高架道横断(箇所) c) 布設替え工法の施工検討 ① 仮排水 ② 既設管撤去
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	☒ 有 (), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , <u>レベル1及びレベル2地震動</u> , 無
設 計 条 件 補 正	☒ 有 (郊外地域), 無
地 盤 条 件 補 正	有 (), ☒ 無
工 区 数 補 正	☒ 有 (5工区), 無
そ の 他 補 正	有 (), ☒ 無

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いとするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するとき、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。